

一般社団法人 日本ホスピタリティーテクノロジー協会（JHTA）会則

目的

本会則は定款第3条に定める協会の目的を実現するため、会員の権利義務および機関運営の細部を定める。

2025年6月25日 制定予定

※本会則は定款（2025年6月25日制定予定）第6条・第22条の委任に基づき、会員の権利義務、機関運営およびワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置・運営について定める。

第1章 会員

（会員区分）第1条

本協会の会員は、次の4区分とする。詳細は別紙「年会費・特典表」に定める。

- 法人会員
- 宿泊無料会員
- 宿泊特別会員（※一部の企業のみ）
- 無料会員

（会員の権利）第2条

会員は、会員規程に定める範囲で次の権利を有する。

- 協会イベント・勉強会・WGへの参加
- 協会刊行物・研究成果の閲覧
- 協会ロゴ・肩書きの使用
※協会ロゴ・肩書きの使用は事務局の事前承認を要し、広告・営利目的での使用は禁止する。
- エグゼクティブカウンスル（以下「EC」という。）および各委員会への参加権（区分により異なる）

(会員の義務)第2条の2

会員は、年会費その他の負担金を期限内に納入し、協会活動を通じて知り得た秘密を保持しなければならない。また、協会の名誉を損なう行為をしてはならない。

(入会)第3条

会員となるには入会申込書を提出し、理事長および社員総会の承認を受けるものとする。

(会費)第4条

会費金額・支払方法・納期は別紙年会費表による。年会費は原則として毎事業年度開始月の末日までに納入する。

(退会)第5条

退会は書面または電磁的方法により理事長宛てに届け出ること、いつでも可能とする。
既納の会費については、年度途中での退会を含め、いかなる場合も返還しないものとする。

(除名)第6条

会員が定款または本会則に違反し、または協会の名誉を毀損したときは、ECの議決を経て理事長が社員総会に除名を付議し、特別決議により除名できる。

第2章 機関運営

第1節 エグゼクティブカウンスル(EC)

(設置)第7条

定款第22条に基づき、全体方針・年次計画の審議機関としてECを設置する。

(構成)第8条

ECは次のメンバーで構成する。

1. 理事長
2. 法人会員・宿泊特別会員の代表者(コアメンバー)
3. 宿泊4団体オブザーバー(資料閲覧・発言可)
4. その他理事長が必要と認めた者

(辞退)第8条の2

ECのコアメンバーは、理事長宛に書面または電磁的方法により辞退届を提出することで、その資格を放棄できる。

(職務)第9条

ECは理事長に対し次の事項を提案・起案する。

1. 中長期ビジョン・年度事業計画
2. 新規委員会・WGの設置／廃止
3. 会員規程改定案
4. その他重要事項

(会議)第10条

ECは原則四半期ごとに開催し、議事は議事録に記載し理事長が保存する。議事録はEC構成員に共有し、必要に応じて会員に開示できるものとする。

第2節 エキスパートコミッティ

(種類)第11条

EC方針を専門的に検討する機関として次のコミッティを設置する。

1. 戦略エキスパートコミッティ (Strategy EC)
2. 技術エキスパートコミッティ (Technical EC)
3. 顧問エキスパートコミッティ (Advisory EC)

(メンバー)第12条

各コミッティの議長は特別会員から理事長が指名し、ECで承認する。委員は会員の中から議長が指名し、理事長が任命する。

(職務)第13条

各コミッティは担当領域の提言・調査・成果物を作成し、ECに報告する。

第3節 ワーキンググループ(WG)

(設置)第14条

WGはECまたはコミッティの提案に基づき理事長が設置する。設置時にミッション・期間・成果物を明記する。

WGで得られた成果物その他の知的財産は、特段の合意がない限り協会に帰属する。

(活動の基本原則)第15条

1. WGは、協会の目的達成のために必要な議論・検討・調査・実証等を行うものであり、特定の会員または企業の営利活動や営業活動を目的とするものではない。

2. 参加者は、以下の行為を行ってはならない。

(1) 営利目的の営業活動、勧誘行為、またはこれに類する行為

(2) 他の参加者の信用や名誉を毀損する行為

(3) WGの円滑な運営を妨害する行為

(4) その他、協会が不適切と判断する行為

3. 参加者は、独占禁止法その他の関連法令を遵守し、以下の行為を行ってはならない。

(1) 価格、手数料、割引、販売条件、仕入条件等の競争条件について協議または情報交換する行為

(2) 市場の分割、顧客の分配、入札その他の競争制限に関する合意または協議

(3) 各参加者の経営方針、販売戦略、営業施策等、競争上重要な非公開情報の開示・交換

(4) その他、独占禁止法に抵触するおそれのある行為

(参加手続)第16条

WG参加希望者はWGリーダーへ申請し、ECで了承後、事務局が登録する。参加は年度単位で見直し可能とする。

(成果報告)第17条

WGは四半期ごとに成果・進捗をECへ報告する。

(秘密保持)第18条

1. 参加者は、WGにおいて知り得た技術上、営業上、業務上その他一切の非公開情報（以下「秘密情報」という）を、WG活動の目的以外に使用してはならない。
2. 参加者は、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理しなければならない。
3. 前二項の義務は、以下の各号に該当する情報には適用しない。
 - (1) 開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示後、参加者の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示前に正当に保有していたことを証明できる情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
4. 秘密情報の複製は、WGの目的達成に必要な範囲に限り行うことができる。
5. 参加者は、協会または開示者から求めがあった場合、秘密情報およびその複製物を速やかに返還または廃棄しなければならない。
6. 秘密保持義務は、当該WGからの脱退または本規約終了後も3年間存続する。
7. 参加者が本条に違反し協会または他の参加者に損害を与えた場合、当該参加者はその賠償責任を負う。

第3章 事務局

（設置）第19条

定款第22条に基づき、事務局を設置し、次の業務を担当する。

1. 会員管理・会費徴収
2. 会議体運営（EC・コミッティ・WG）
3. 財務・会計・予算管理
4. 広報・PR・ウェブサイト運営
5. その他理事長補佐業務

（事務局長）第20条

事務局長は理事長が任免し、事務局を統括する。

第4章 財務

（会費の納入）第21条

会員は毎事業年度開始月末日までに年会費を納入する。途中入会の場合の会費は月割り（10～12月入会は半額）とする。

（追加負担金）第22条

理事長は予算不足が見込まれる場合、ECの同意を得て臨時会費または協賛金を募集できる。

（支出承認）第23条

10万円以上の支出は事前にECの承認を要する。10万円未満は理事長決裁とする。ただし、緊急を要する場合は理事長が専決できる。この場合は速やかにECに報告する。

第5章 コンプライアンス

（反社会的勢力の排除）第24条

本協会の会員は、自らまたはその役員等が反社会的勢力に該当しないことを保証し、また将来にわたってもこれに該当しないものとする。

会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合、理事長は直ちにECに付議し、社員総会の決議により除名できる。

（法令・競争法遵守）第25条

本協会および会員は、独占禁止法その他の競争法令を遵守し、以下の行為を行ってはならない。

- 不当な新規加入・市場参入の制限
- 価格・手数料その他取引条件に関する協定
- 市場・顧客・地域の不当な分割
- その他法令に違反する行為

（個人情報保護）第26条

本協会は、会員の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」に従い適切に取り扱う。
合理的な安全管理措置を講じ、漏洩・不正利用等を防止する。

(知的財産権の保護)第27条

会議体やWGで会員により提供される情報・成果物については、当該提供者の権利を尊重し、無断での使用・開示を禁止する。

第6章 雑則

(改定手続)第28条

本会則の改定はECの審議を経て、理事長が決裁し社員総会に報告する。会員は社員総会で異議を述べることができる。

(補則)第29条

本会則に定めのない事項は、定款および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

本会則は2025年6月25日から施行する。
(以上)